

「核の倫理」の政治学

佐藤史郎

はじめに

本稿の目的は、核兵器の使用 (use) とその威嚇 (threat) をめぐる倫理、いわゆる「核の倫理 (nuclear ethics)」について、その国際政治上の意味合いとは何かを検討することにある。

核の倫理は、古くて新しい問いであり、日本の核軍縮・不拡散外交のスタンスに大きな影響を与え続けている。一九四五年八月十日、大日本帝国政府は、広島に落とされた「新型爆弾」について、スイス政府を通じて米国政府に抗議文を提出した。その抗議文の中で大日本帝国政府は、「無差別性惨虐性を有する」原子爆弾が使用されたことは、「人類文化に対する新たな罪悪」であると述べ、「非人道的兵器の使用を放棄すべきことを嚴重に要求」している(『朝日新聞』東京版、昭和二五年八月十一日)。現在に至っても、「唯一の被爆国」である日本は、「核兵器の使用によりもたらされる惨禍は決して繰り返されるべきではないこと、核兵器を廃絶していくべきことを、世界の人々に強く訴えていく使命がある」(外務省軍縮

不拡散・科学部編二〇一一：四)と高らかに謳っている。

核の倫理については、すでに多くの先行研究が蓄積されている。とりわけ一九八〇年代には、米国の学者や実務家らによって、多くの書物が刊行された(Lackey 1984; Blake and Pole eds. 1984; Davis ed. 1986; Kipnis and Meyers eds. 1987; Shue ed. 1989; ナイ 1988 など)。また、キリスト教団体系ないしキリスト教関連の研究者団体も、大変示唆に富む研究成果を残している(Goodwin ed. 1982; National Conference of Catholic Bishops 1983; Dwyer ed. 1984 など)。

たとえば、当時議論を巻き起こしたことで有名な National Conference of Catholic Bishops (1983) は、「核兵器の「使用」について、(1) 都市の破壊や多くの市民の犠牲を「目的」とする場合は倫理に反すること、(2) 自国の安全や自由を守るといった善き「目的」は、無差別に無辜の人を殺害するという非道徳的な「手段」を正当化しないこと、(3) 報復手段としての核兵器の使用は、その目的と手段が釣り合うという「均衡性の原則」と、戦闘員と非戦闘員を区別するという「差別性の原則」を満たす必要があることを述べて

いる。また、核兵器の「抑止」については、(1) 厳格な条件を満たせば、道徳的に許されること(たとえば、もし抑止そのものが「目的」であるのであれば、抑止効果に十分な能力を持つことが、適切な戦略として望ましい)、(2) しかし、核の「優位性」を求めることは許されないこと、(3) 核兵器の実験、製造、配備の禁止といった軍備管理または軍縮措置を行わなければならないことを主張している。⁽³⁾

とはいえ、これらの先行研究は、核の倫理を語ることが、国際政治という場において、どのような意味合いをもっているのかについて、本格的に検討しているとはいえない。その例外をあげるとすれば、ナイ (Joseph S. Nye, Jr.) の『核戦略と倫理』(ナイ一九八八)である。ナイは、「核の倫理についての五つの公理」として、(1) 動機として「自衛は正当だが限界をもった大義名分である」、(2) 手段として「核兵器をけつして通常兵器とおなじようにあつかってはならない」、(3) 「無辜の民への被害を最小限にせよ」、(4) 結果として「短期的には核戦争のリスクをさげよ」、(5) 「長期的には核兵器への依存度をさげよ」としている(ナイ一九八八・一四七―一九一)。この核の公理は、「すべての核のディレンマを解決しようともくろむものではない」が、指導者らに「正しい判断をくだすうえでの直感の基礎となるものをあたえる」(ナイ一九八八・一九三)。この「核の公理」は、核の倫理を踏まえたうえで、現実的政策ないし対応を提示しており、核の倫理に関する研究の進展に大きく貢献した。しかし、それでもやはり、核の倫理

がどのような力学を国際政治に生むのか、換言すれば、国際政治における核の倫理の肯定的ならびに否定的影響とはいかなるものか、十分に明らかにしていない。

本稿ではまず、そもそも国際政治において、倫理を語る余地があるかどうかを確認することから始める。その際、モーゲンソー (Hans J. Morgenthau) といった現実主義者を通して、倫理の余地の「程度」を確認したい。ここで現実主義者を取り上げるのは、現実主義者が、

国際政治における倫理の役割を重視していないとイメージされがちだからである。第二に、義務論的論法と結果主義的論法の枠組みを用いて、核兵器の使用／威嚇が倫理的に許容されるのか否かを問う「核兵器の使用／威嚇をめぐる倫理」を概観する。そのうえで、第三に、「核兵器の使用／威嚇をめぐる倫理の政治」を考察する。ここでは、核の倫理を語ること自体が、核兵器の使用は倫理的に許容されないとの規範を醸成していること、いわゆる「核の禁忌 (nuclear taboo)」の存在を指摘したうえで、それがもたらしうる肯定的影響と否定的影響をそれぞれ検討する。

1. 国際政治における倫理の余地

(1) 用語の確認

本題に入るまえに、いくつかの用語を確認しておこう。まず、核兵器の「使用」とその「威嚇」の相違点である。核兵器の「使用」は、核兵器が使用されるという「結果」を意味する。これに対して、

核兵器使用の「威嚇」は、あくまで核兵器使用の威嚇という「手段」であつて、必ずしも使用という「結果」を伴うものではない。⁴この相違点は、第2節において、核兵器の使用／威嚇をめぐる倫理を検討する際に重要となる。

つぎに、倫理と道徳の定義である。まず、倫理 (ethics) とは「人間のありかた」である (佐藤一九六〇：二)。この倫理と類似した用語が道徳 (morality) である。道徳は、善 (good) と悪 (bad) とは何か、正 (just) と不正 (unjust) とは何かなど、その価値と信念を意味する。つぎに倫理とは、道徳に基づく行為の正当性や批判的検討を指す (Amstutz 1999: 2)。しかしながら、倫理学者の佐藤俊夫によれば、倫理と道徳の原義は、ともに「この世のありさま」や「人としてのありよう」というものであつて、「区別なく用いてさしつかえない」(佐藤一九六〇：一〇) という。そのため、本稿では、倫理と道徳を区別することなく、倫理／道徳を「核兵器の使用／威嚇をめぐる人間のありかたを問うこと」とゆるやかに定義したい。また、後出の「道義」についても、道徳と同様に英語では morality と表記するため、両者を同じ意味で用いることにしたい。

最後に、倫理／道徳の文脈における規範 (norm) と法 (law) の位置づけである。倫理／道徳が「個人的・主観的・内面的である」のに対して、法 (律) は「社会的・客観的・外面的である」(佐藤一九六〇：一三)。つぎに、規範とは「社会的状況において人びとの従う規則」であり、その具体的形態としては「法、モレス、慣習など」(宮島編二〇〇三：二〇七) がある。本稿では、これらの

定義を踏まえたうえで、個人的な「倫理／道徳」が集団において社会的に認識されると「規範」となり、その「規範」の認識がさらに社会で強く共有される場合に「法」となる、と簡単に理解しておきたい。ただし、このプロセスは決して優先順位を示すものではない。

(2) 国際政治における倫理の三つの見方

ヴェーバー (Max Weber) は、倫理には目的と手段を重視する「心情倫理」と結果を重視する「責任倫理」とがあるが、政治家は責任倫理を重視しなければならずと説いた。心情倫理と責任倫理は、「絶対的な対立ではなく、むしろ両々相俟つて『政治への天職』をもちうる、^五真の人間をつくり出す」(ヴェーバー一九八〇：二〇三) 可能性があるものの、「調停しがたく対立した準則」であり、「底知れぬほど深い対立」関係にある(ヴェーバー一九八〇：八九)。だが、ヴェーバーの責任倫理は、あくまで「政治家は責任の倫理を備えなければならぬ」ということであつて、「政治家がどのように、結果を計算するのは明らかにならない」(ホフマン一九八五：三七)。つまり、「規範的命題がほとんど手つかずのまま残されているということ」(ホフマン一九八五：三八) である。

ヴェーバーは、国内政治という文脈のなかで、責任倫理の重要性を指摘した。つまり、彼の主張は政府の存在を前提にしたものである。しかし国際社会は、世界政府ともいうべき主体が存在しないという意味で、アナキーな世界である。だとすれば、アナキーを前提とする国際政治において、そもそも倫理を語る余地はあるの

か。あるとすれば、どの程度、倫理的余地があるといえるのだろうか。

ナイは、国際政治における倫理の見方として、つぎの三つの立場があるという。第1の立場は懐疑主義である。この立場は、国際関係には「秩序を執行する制度が存在しないのだから道義的概念は意味をなさない」と考え、また「共同体意識もないのだから道義的権利とか道義的義務ということもありえない」(ナイ二〇〇九・三三三)とする見方である。この見方に対してナイは、「国際政治には単なる生存を超えた何かが存在する。国際関係に選択の余地があるのだとすれば、選択がないふりをする事自体、一種の偽装された選択なのである」(ナイ二〇〇九・三三四)と批判している⁵⁾。

第二の立場は国家中心的道義主義である。これは「諸国家からなる社会の上に成り立つのが国際政治だと考える見方」で、国際社会には「つねに完全に遵守されているわけではないが、一定の規則というものが存在する」(ナイ二〇〇九・三三八)との見方である。この立場は、国家主権という原則を尊重するため、他国の内政に干渉することは許されない。だが、ナイは、ソ連によるアフガニスタンへの介入などを事例に、国家主権はしばしば侵害されると述べている(ナイ二〇〇九・三三八)。

第三の立場はコスモポリタンである。コスモポリタニイし世界市民主義者は、国際政治を「個々人からなる社会の問題」(ナイ二〇〇九・三三九)と位置づける。それゆえにコスモポリタンは、国境を越えて、個人間の正義の実現を重視する。これに対してナイは、

「大規模な再配分の政治を追求することで、恐るべき無秩序が醸成されるかもしれないという危険を冒している」(ナイ二〇〇九・四一)と批判している。

以上の三つの立場について、ナイは、「……リアリズムの見方をする人々は、規範分析においては懐疑主義あるいは国家中心的道義主義の立場をとる傾向があり、それに対しリベラルの論者は、国家中心的道義主義あるいはコスモポリタニズム的道義観に傾きがちである」(ナイ二〇〇九・三三三)と指摘する。そして、「多くの人々は、どこか中間の混合的立場に落ち着くのだろう」と述べて、大事なものは、これら三つの立場の間には「トレード・オフの関係がある」と認識することなのである」(ナイ二〇〇九・四一)と強調している。

なお、ナイ自身は自らの立場を「コスモポリタン＝現実主義」、すなわち「歴史の現段階において、世界が国家によって構成されているという現実を拘束をうけているというそのかぎりにおいて、国境をこえた義務を認める」立場であり、「人間性に共通するものについて、最小限の義務をうけいれることによって成立する」(ナイ一九八八・五四―五五)と述べている。

(3) 現実主義からみた国際政治における倫理の余地

ナイの分類にしたがえば、国家中心的道義主義とコスモポリタンは、国際政治における倫理の余地を認めている。両者の認識が異なるのは余地の「程度」にすぎない。すなわち、国家中心的道義主義は倫理の余地が「小さい」と考えるのに対して、コスモポリタンは

倫理の余地が「大きい」と認識している。ここで、国家中心的道義主義に近い現実主義者の見解をもう少し詳細にみてみよう。

まず、カー (E. H. Carr) である。カーは「国際秩序においては、力の果たす役割が大きいのに比して、道義の役割ははるかに小さい」(カー一九九六・三〇四) という。だが、道義の役割が小さいからこそ、「現行の秩序によって最も利益を得ている側」は、「自己犠牲」と「互恵 (ギブアンドテイク)」という二つの要素を通じて、現行の「秩序では利益を得ることが最も少ない側にも、この秩序が耐えられるものにするだけの譲歩を行うこと」(カー一九九六・三〇四―三〇七) も指摘している。

つぎに、モーゲンソーである。⁽⁸⁾ 国際社会の平和は、権力闘争としての勢力均衡のほか、その権力闘争に「規範的制約」を課す国際法、国際道義、世界世論によって維持されている (モーゲンソー一九八六・二六)。それゆえ、

「国際政治に及ぼす倫理の影響力を過大評価したり、あるいは政治家や外交官が物的な力の要件以外では動かされないとして倫理の影響力を過小評価したりすることのないように警戒しなくてはならない。」(モーゲンソー一九八六・二四七)

と指摘する。ただし、モーゲンソーは、「政治的道義」が、「政治的結果」を考慮して初めて存在するものである (モーゲンソー一九八六・一一) とも述べている。

最後に、ホフマン (Stanley Hoffmann) である。ホフマンは、政治と倫理を考えることは「現実がどうであるかというところから出発して、次に、何がなされるべきかを模索する」こと、それは「政治というものを向上させようとする試みである」(ホフマン一九八五・二) と述べている。だが、カーと同様に、国際関係における道徳的選択の余地は「極度に小さい」(ホフマン一九八五・二一) という。

以上の三人の現実主義者は、国際政治において倫理の役割を認めるものの、その役割は小さい、というものである。ナイによれば、国際政治における倫理的役割が小さいのには四つの理由がある (ナイ二〇〇九・三一―三三)。まず、国際社会は文化的宗教的に多様であるため、価値についてのコンセンサスが弱いという点である。二つめは、国家の倫理と人間個人の倫理は、必ずしも同一ではないという点である。三つめは、国際関係では因果関係が複雑であるため、物事の帰結を正確に予測できないという点である。いいかえれば、倫理的に善いと思われる行動は、必ずしも倫理的に善い結果を導くとはかぎらない。最後の4つめの点は、国内政治とくらべて、国際政治では制度の力が弱いことから、秩序と正義の乖離が大きいという理由である。

2. 核兵器の使用／威嚇をめぐる倫理

前節では、現実主義者の視点からすれば、国際政治における倫理

の余地は小さいということが確認された。それでは、現実主義者にとって、核兵器の使用／威嚇は倫理的に正しい行為なのであるか。

(1) 核兵器の登場と正戦論

武力行使が倫理的に正しいのか、正しくないのかの議論については、ヨーロッパの中世に起源をもつ「正戦論 (theory of just war)」がある。この正戦論は、武力行使を抑制するために設けられた倫理的基準であり、*jus ad bellum* (戦争の開始原因を判断) と *jus in bello* (戦争開始後の敵対行為を判断) という二つの基準がある。そして、*jus in bello* の尺度には、戦闘員と非戦闘員を区別しなければならぬという「差別性の原則」と、武力行使の目的と手段が釣り合っていないと認めなければならないという「均衡性の原則」がある。

しかしながら、核兵器の登場は、その性質と効果という点で、正戦論の枠組みを超えるものであった。核兵器は、爆風、熱線、放射線の相乗的効果によって被害を与えるという「性質」をもち、加えて、中規模都市を破壊するほどの深刻な「効果」をもたらす。核兵器の使用は、通常兵器のレベルを大幅に超えて、*jus in bello* の基準(とくに差別性の原則)を満たすことが困難であるからこそ、大量破壊兵器 (weapons of mass destruction) と呼ばれているのである。それゆえ、正戦論で有名なウォルツァー (Michael Walzer) は、「核兵器は正戦論を爆砕 (explode) してしまふ」と喝破した(ウォルツァー 2008 : 514)。

核兵器の登場の意味合いは、国際政治学や安全保障論の文脈においても検討がなされている。たとえば、ブローデー (Bernard Brodie) は、一九四六年に編集した『絶対兵器 (The Absolute Weapon)』において、「これまでの軍の主要任務は戦争に勝利することであった。しかし、これからはその主要任務は戦争を回避することである」(Brodie 一九四六 : 七六) という有名な文章を残している。核兵器の目的「それは実戦で相手に「使用」することではなく、相手からの攻撃を「抑止」することにある、というわけである。核「抑止」論の登場である。この点について、ブル (Hedley Bull) も同様の見解を示している。

「核兵器時代の抑止がこれまでのものとまったく違う革新的な点
は、実際の戦争において核兵器を使用することに対する嫌悪と躊躇
から、やむなく抑止を最高の政策目標の地位までに高めたことであ
る。」(ブル 2000 : 146)

このように、核兵器はこれまでの戦争観や兵器の役割を大きく変えたのであった。まさに「核革命 (nuclear revolution)」(Jervis 1989) と呼ばれるゆえんである。⁽¹⁴⁾

(2) 義務論的論法と結果主義的論法

核兵器の性質と効果は「正戦論を爆砕してしまふ」。であればこそ、現実主義者にとって、核兵器使用に対する倫理的問いかけは重

要な事柄となる。というのは、「核兵器の使用は倫理に反する。だが、相手に核兵器を使用させないために、いいかえれば、自国の国民を核兵器の脅威から守るために、核兵器を使用／威嚇することは倫理的に許されるのではないか」という問題が提起されるからである。この問いに対する回答を導くためには、行為の(1)目的、(2)手段、(3)結果を軸に検討する「義務論的論法」と「結果主義的論法」という二つのアプローチがある。

まず、「義務論的論法 (deontological thinking)」である。これは、行為の「結果」の善し悪しを問題とせず、行為の「目的」と「手段」を重視して、倫理的な正しさを検討するものである。このアプローチをとる「義務論者」にとって、核兵器の使用／威嚇という「手段」は、相手国のみならず自国の国民の生命を犠牲ないし人質とすることから、倫理に反する行為以外の何ものでもない (Werner 1987)。また、たとえ核抑止が機能したとしても、核兵器が無辜の人びとを殺害する手段であるかぎり、核兵器の使用／威嚇は倫理的に正しくない行為となる。核兵器は「絶対悪」なのである。

つぎに、「結果主義的論法 (teleological ethics)」である。これは、行為の正しさについて、その「手段」と「目的」は、「結果」に基づいて判断しなければならない、というものである。別のいいかたをすれば、「結果」は「手段」と「目的」を正当化する。このアプローチをとる「結果主義者」は、核兵器の使用／威嚇という行為が、必ずしも倫理に反するとは考えていない。なぜなら、核兵器の使用／威嚇という行為を通じて、自国の国民を守ることができるという「結

果」をえることができるからである。たとえば Bobbit (1987) は、自衛権の概念を用いて、米国の国民を守ることができるのであれば、核兵器の使用／威嚇は倫理的に許されると主張している。また、ホフマンは、「手段」からすれば、無辜の人びとに対する脅迫であって、「それ自体は実に良くない」。しかし、その究極的な「目的」は自らに対する核兵器の使用を抑止することにあるから、その「結果」として、「平和の維持に役立つ限りにおいて推奨しうるもの」であり、また、核兵器国間における戦争を減少させることから「道徳的には誉めてよいこと」とまでいう (ホフマン一九八五・一〇三)。

ウォルツァーも結果主義者といえよう。ウォルツァーは、「核戦争は今日、道徳的に受け容れられないし、将来にわたってもそうであり続けるだろう。その名誉回復などありはしない。それが受け容れ難いものだから、われわれはそれを防ぐために別の方法を探さなくてはならないし、抑止は悪い方法なのだからわれわれは他の方法を探さなくてはならない」(ウォルツァー二〇〇八・五一五―五一六) という。なぜなら、先に引用したように、「核兵器は正戦論を爆砕してしまう」のであり、また「慣れ親しんだ道徳世界とは単純に相容れない人類初の技術革新」だからである (ウォルツァー二〇〇八・五一四)。ただし、「われわれは悪を犯さないために悪で脅すのである。悪を犯すことはあまりにも悲惨な出来事であるからこそ、脅迫が、比較すればまだ道徳的に弁護可能に思われる」(ウォルツァー二〇〇八・五〇一―五〇二) としてうえで、自衛という点において、「われわれは正義のために (そして平和のために) 正義

の限界を不安げに踏み越えるのである」(ウォルツァー二〇〇八・五一四)と述べている。核兵器は絶対悪から「必要悪」となるのである。

要するに、結果主義的論法をとる現実主義者の視点からすれば、核兵器の使用／威嚇の「目的」は、無辜の人びとを無差別に殺害することではない。真の「目的」は、核抑止という必要悪の手段を用いることで、自国の国民の安全を確保することにある。したがって、核兵器の使用／威嚇は、必ずしも倫理に反するとはいえない、とされる。ただし、現実主義者たちは、核の倫理というフィルターによって、「核の 딜레마 (nuclear dilemma)」に悩む可能性がある。相手が核兵器の使用／威嚇を試みてきた場合、自国の国民を守るべく、相手国の国民を犠牲ないし人質にしなければならぬ。しかし、それは倫理的に正しいのだろうか。このような問いを、核の倫理は提起し続けるかもしれないからである。核兵器をめぐる道義は、「同胞への義務と他国民への義務とのあいだの、より微妙なバランスをいかにたもつかにかかっている」(ナイ一九八八・六三)といえよう。

(3) 核兵器使用の限定的な倫理的正当性

ここで、核兵器の使用／威嚇をめぐる倫理についてまとめておこう。義務論者と結果主義者は、核兵器の使用／威嚇は倫理に反する行為であるとの共通認識をもっている (Amstutz 1999: 33)。すなわち、核兵器は絶対悪なのである。しかしながら、絶対悪であるから

こそ、核兵器は必要悪ともなる。なぜなら現実主義者は、核兵器の使用／威嚇を通じて、自国の国民を守るだけでなく、核保有国間の戦争防止という結果も期待しているからである。ただし、現実主義者は、核抑止が機能することを前提に、核兵器の使用／威嚇が倫理的に正しいと主張していることを看過してはならない。そして、現実主義者は、核抑止が機能する場合もあるが、機能しない場合もあると考えているのである。この点について、Ruston (1984) は、核抑止が機能しないことを前提に、核使用の倫理性を否定した。また、結果主義者による核抑止の正当化の議論は、「知的な自慰行為における興味深い運動」に過ぎないとの批判もある (Werner 1987: 156)。だが、核抑止が機能するか否かについては、結果のみでしか判断することができない。戦争が起きていないときは抑止が効いているといえるのかもしれない。だが、戦争が起きてしまえば抑止は効かなかつたとなる。核抑止が機能するかどうかは不確実なのである。ただ、明らかかなことは、ホフマンのいうように、核抑止は機能するかもしれないが、核抑止の信頼性には限界があるという点である (ホフマン一九八五・一〇三)。ナイの言葉でいければ、核兵器には、核の恐怖の未来像を映し出すという「水晶玉効果」があるため、核抑止が機能してきたという側面があるが、この水晶玉は「事故や誤算によって打ち砕かれてしまう」(ナイ一九八八・九二―九三) 可能性も否定できないのである。

3. 核兵器の使用／威嚇をめぐる倫理の政治

本節では、核兵器の使用／威嚇をめぐる倫理を踏まえたうえで、その国際政治における肯定的影響と否定的影響とは何か、それぞれ検討を試みたい。

(1) 核兵器不使用という難問^{パスル}

まず、つぎのような質問について、本稿の読者はどのような回答をするだろうか。

質問一…なぜ、冷戦期において、核兵器は使用されなかったのか。

質問二…なぜ、一九四五年八月のヒロシマ・ナガサキ以来、核兵器は使用されていないのか。

これらの質問に対する回答の一つが、現実主義の議論をベースとする核抑止である。つまり、「もしあなたが核兵器を使用するのであれば、こちらも核兵器を使用する」と威嚇することで、相手国が核兵器を使用することを慎む、という論理である。たとえば、歴史家のギャデイス (John L. Gaddis) は、その著書『ロング・ヒース』(ギャデイス 2002) において、冷戦期に米ソの対立が「熱戦」に至らなかったのは核抑止が機能していたからであると指摘し、そのような状況を「長い平和」と呼んだ。もちろん、この「長い平和」には、ベトナム戦争といった地域における代理紛争をどのように捉え

るのかという重要な問題がある。しかし、本稿の文脈で注目したいのは、冷戦期に核兵器が使用されなかった背景として、核抑止という理由のほかに、核兵器を使用してはならないという倫理的な理由をあげている点である。この倫理的側面をギャデイスは「自己抑止 (self-deterrence)」と呼んでいる。以下、ギャデイスによる自己抑止の議論の概要をみてみよう。

ギャデイスは、一九四五年から一九五八年にかけて、なぜアメリカは核兵器を使用しなかったのか、その理由を第五章「自己抑止の起源 (The Origins of Self-Deterrence)」で詳細に検討している。ギャデイスが一九四五年から一九五八年の過程を取り上げたのは、それが「確かなソ連の報復能力がなかったとき」であり、また「核兵器を初めて使用していたアメリカがそれを使用しないという慣例を定着させた過程」であったからである (ギャデイス二〇〇二…一八三)。一九四五年から一九五八年という過程は、アメリカのみが一方的に核兵器を使用することができたにもかかわらず、核兵器が使用されなかった時代であった (ギャデイス二〇〇二…一八三)。つまり、核兵器不使用の理由として、核抑止の存在を主張することは、一九四五年から一九五八年の過程には当てはまらないということである。ギャデイスは、この点に注目して、核抑止以外の核兵器不使用の理由を検討した。その結果、自己抑制の理由として、朝鮮戦争、インドシナ戦争、金門島・馬祖島砲撃を事例に、(1) 攻撃目標が不明確であること (軍事的理由)、(2) ソ連による介入の危険性があること (軍事的理由)、(3) 国連などから人種差別の道具

とみなされていた核兵器を使用することは、西ヨーロッパからの信頼を失う可能性があること（政治的理由）、（4）核兵器の使用は、有色人種であるアジアにアメリカへの反感をもたらすとともに、「特別な道徳的責任」をもっていること（道徳的理由）をあげている（ギャディス二〇〇二・二四〇―二四一）。

ギャディスだけではない。ナイも以下のように指摘している。

「アメリカが広島に初めての原爆を投下して以来、核兵器は非道義的で、戦争で許容される範囲を越えているという感覚が染み付いていた。このような規範的な抑制は測りがたいものであるが、明らかに核兵器をめぐる論議に欠かせないものであり、国家が核兵器の使用をためらう理由の1つであった。」（ナイ二〇〇九・一八四）

さらに、モーゲンソーもつぎのように指摘している。

「現代では、「引用者注：部分的核実験禁止条約（PTBT）や戦略兵器制限条約（SALT）などの」核戦争を制限する試みがなされている。これらの努力はすべて、対外政策の手段として暴力を無制限に使用することに対して道義的な躊躇があり、それが事実上一般化していることの証拠である。」（モーゲンソー一九八六・二五四）

このように、「なぜ、冷戦期において、核兵器は使用されなかったのか」と「なぜ、一九四五年八月のヒロシマ・ナガサキ以来、核

兵器は使用されていないのか」という質問に対して、現実主義者の回答としては、核抑止による物質的要素だけでなく、核兵器の使用は倫理に反するという非物質的要素もあると指摘されているのである。加藤朗は、このことを端的に記しているといえよう。

「……核抑止戦略は人類滅亡という究極の悪という、いわば『負』の倫理があつてはじめて有効に機能したからである。加えて、倫理的立場から核兵器に反対する国際世論も戦争を抑止する重要な倫理的条件になったと考えられる。」（加藤一九九七・一四四）

（2）核の禁忌

核兵器が一九四五年以降に使用されなかった理由の一つとして、核兵器を使用してはならないという倫理的側面があることは長らく指摘されていた。この倫理的側面を国際政治学から本格的に研究したのが、タンネンワルド（Nina Tannenwald）の『核の禁忌（Nuclear Taboo）』である。タンネンワルドは、ギャディスが検討した朝鮮戦争のほか、ベトナム戦争と湾岸戦争も事例研究した。しかし、彼女の研究の特色は、なんといってもやはり、「核の禁忌」という概念を提起した点にあるといえよう。

タンネンワルドは、核兵器の「使用」を核実験以外の「核兵器の投下（dropping）または発射（launching）」（Tannenwald 2007：2. n. 4）に限定したうえで、「核の禁忌」を「核兵器の第一使用に対する強力な事実上の禁止」（Tannenwald 2007：10）として定義した⁽¹⁰⁾。この

核の禁忌は、「(不使用) それ自体の行為ではなく、(不使用という行為についての規範的信念) (Tannenwald 2007: 10) であり、核保有国の行動を抑制するだけでなく、文明国 (civilised nations) としてのアイデンティティや利益を構成する (Tannenwald 2007: 19) という。」¹⁴⁾

タンネンワルドによれば、ヒロシマに起源¹⁵⁾をもつ核の禁忌という規範は、国際社会に広く行き渡っているものの普遍性をもっているとはいえず、依然として十分に強固な規範とはなっていない (Tannenwald 2007: 59)。さらに、核の禁忌は、アメリカの市民や指導者によって徐々に共有されつつあるが、制度としての軍には受け入れられていない、とタンネンワルドは述べている (Tannenwald 2007: 59)。そして、注意すべきは、タンネンワルドが、核兵器不使用の要因として、核抑止の存在を否定しているわけではないという点である。つまり、核兵器不使用を説明するためには、現実主義をベースとする核抑止だけでは不十分であり、(規範やアイデンティティといった非物質的要素を重視する) 社会構成主義をベースとする禁忌という規範も考慮しなければならない、というのである (Tannenwald 2007: 45)。一九四五年以降、アメリカが核兵器を使用しなかった背景には、核抑止の存在とともに、核兵器を使用してはならないという禁忌が存在していたから、というのがタンネンワルドの見解である。ただし、彼女の主張は、核兵器不使用の要因として、核抑止よりも核の禁忌のほうが重要であるという点に、その主眼がある。

(3) 核の禁忌に対する批判

タンネンワルドが提起した「核の禁忌」については、(1) 核の禁忌を否定する言説の存在、(2) 核の禁忌がもつ説得性の乏しさ、(3) 核の禁忌の程度の弱さ、という三つのタイプの批判がある。

まず、第一の批判は「核の禁忌を否定する言説の存在」である。Walker (2010) は、「核の禁忌の存在を否定しないものの、核の禁忌を否定する言説が同時に存在していることを指摘している。その一つの例として、核抑止論者は核兵器使用を想定していること、核軍縮論者は核兵器使用の危険性を認識しているからこそ核軍縮の実施を主張していることから、核抑止論者であれ核軍縮論者であれ、ともに核の禁忌の存在を否定しているのである、と指摘している。また、核の禁忌の存在そのものを否定する論者もある。この批判は、懐疑主義者によるもので、非核兵器国に核兵器が使用されていないのは、核の禁忌が存在しているからではなく、(1) (非核兵器国と同盟関係にある) 他の核兵器国から核兵器使用の報復を受ける可能性があること、(2) 通常兵器のみで対処できること、といった様々な理由がある、と主張する。¹⁶⁾ ただし、この批判については、外交史料といった実際の史料が、核兵器使用の決定過程において、核兵器を使用してはならないという規範が大きく影響したことを示している、との反論がある (Paul 2009: 18)。

第二の批判は「核の禁忌がもつ説得性の乏しさ」である。この批判は、核の禁忌の存在を認めるものの、核の禁忌という概念は事実の半分しか説明していない、というものである。最近、Review

of *International Studies* (Vol. 36, No. 4, October 2010) は、核の禁忌について特集している。Farrell (2010) は、「ならず者国家 (rogue states)」に対する核兵器の使用を明記した二〇〇二年の「核態勢見直し (Nuclear Posture Review)」などを取り上げて、核の禁忌は事実の半分を説明したものにすぎないと指摘している。また、Eden (2010) は、「単一統合戦計画 (Single Integrated Operational Plan)」を事例に、核の禁忌と相容れない核兵器の使用計画の存在を指摘している。そして、Atkinson (2010) は、一九九一年の湾岸戦争を事例に、核兵器は爆発をとまらぬ使用されることはなかったが、イラクが大量破壊兵器を使用しないようにするために、つまり核抑止として核兵器を使用したと指摘している¹⁷⁾。

最後の第三の批判は「核の禁忌の程度の弱さ」(Paul 2010: 854)である。ポール (T. V. Paul) は、その著書『核兵器不使用の伝統 (The Tradition of Non-Use of Nuclear Weapons)』において、核兵器不使用という規範が存在していることを積極的に認めつつも、その規範は禁忌ではなく「伝統」のレベルにとどまるものである、と批判している。ポールによれば、「禁忌」は禁止の要素がきわめて強いものの、「伝統」には厳格な禁止の規範が含まれていない (Paul 2009: 5)。いいかえれば、禁忌は破られることがないが、伝統は破られる可能性がある、ということである。ポールは、核兵器国が依然として核兵器使用のオプションを保持していることを鑑みて、ヒロシマ・ナガサキ以降に核兵器が使用されていないのは、禁忌という規範ではなくて、伝統というインフォーマルな社会的規範があるからだと言

摘した。ポールは、核兵器不使用の伝統を「ギャデイスと同じように」「自己抑止 (self-deterrence)」と呼んでいる (Paul 2009: 31)。

また、ポールは、先に紹介した二〇一〇年の *Review of International Studies* においても、核兵器不使用の伝統を論じている。核兵器国あるいはその国の指導者は、非核兵器国に対して核兵器を使用した場合、国際社会における評判の悪化というコストを支払うことになり、そのコストこそが核兵器を使用してはならないという「伝統」を強化している、と主張している¹⁸⁾。

タンネンワルドはポールに直接反論していない。しかし、ポールよりも前に「核兵器不使用の伝統」の概念を提示したセーガン (Scott D. Sagan) の論考 (Sagan 2004) に対しては、国の指導者や大衆は「伝統」ではなく「禁忌」としてみなしていること、すべての違反行為が核の禁忌を破るとはかぎらないこと、を理由に反論している (Tannenwald 2007: 14)。また、核の禁忌は、他の禁忌よりも脆いかもしれない (Tannenwald 2007: 16) が、核兵器の使用は核の禁忌を強化する側面がある (Tannenwald 2007: 17) とも述べている。

(4) 核の禁忌の肯定的影響—核の道義的抑止

核の禁忌に対する批判はいずれも説得力がある。それゆえタンネンワルドは、(彼女が指摘した) 核の禁忌という規範の言説と、(彼女が見逃した) 核の禁忌の存在を否定する言説が、同時に存在していることについて、その意味をとりわけ検討する必要がある。しかし、本稿で注目したいのは、「核兵器の使用は倫理に反すること

から、核兵器を使用してはならない」という社会的規範（それが禁忌であれ伝統であれ）が存在していることとそれ自体については、あまり批判されていないという点である。

とすれば、一九四五年のヒロシマ・ナガサキ以降、核兵器が使用されていないのは、核抑止だけではない。現実主義者が指摘していたように、核抑止に加えて、核兵器不使用の規範が、核兵器の使用を抑止しているのである。そして、このような論理を強化したのが、タンネンワルドやポールの研究であったといえよう。本稿では、核兵器不使用の規範が、核兵器の使用を抑止することを、「自己抑止」ではなく、「核の道義的抑止 (nuclear moral deterrence)」としておこう。「自己抑止」の自己を規定する中核は、核兵器を使用してはいけないという倫理であるからだ。

この核の道義的抑止の概念は、ヒロシマとナガサキのイメージをやや異なる角度から捉えることができるかもしれない。ヒロシマとナガサキによる「核兵器のない世界」の祈りと声は、安全保障の問題を考慮していないため、「理想主義」として捉えられている。しかし、ヒロシマとナガサキの祈りと声を一笑に付することはできない。なぜなら、ヒロシマとナガサキは、タンネンワルドにしたがえば、核兵器を使用することは人道に反するという核の禁忌を発信しており、その結果として、核兵器が使用されにくい状況をもたらしているからである。それゆえ、現実主義者にとって、核兵器に関する安全保障の最大の目的が、相手国の核兵器使用を「抑止」することにあるのであれば、ヒロシマとナガサキの祈りと声は、「道義的」抑

止」を提供しているかぎり、安全保障上、現実主義的な側面をもっているとはいえないだろうか。倫理は国際政治におけるパワーとなりうるのである。

(5) 核の禁忌の危機

核の禁忌は、核の道義的抑止を発動させる結果、核兵器が使用されにくい状況を国際社会にもたらす。しかしながら、核の禁忌の起源がヒロシマ・ナガサキにある以上、ヒロシマ・ナガサキの記憶が薄れていくにつれて、核の禁忌が弱まっていく可能性がある（Tannenwald 2007: 388-389）。

また、小型核兵器は、核の禁忌という規範を打ち破る可能性がある。米国と英国は、一九九六年の I C J の勧告的意見において、文民に対する被害が少ない小型核兵器と、一般的な核兵器とを区別すべきであると主張した (ICJ 1996: para. 91)。しかし、I C J は、被害が少ないことを示す基準がないこと、また、エスカレーションしないことを両国が示さなかったため、小型核兵器と一般的な核兵器を区別しなかった (ICJ 1996: para. 94)。タンネンワルドによる小型核兵器への批判は厳しい。彼女は、たとえアメリカが小型核兵器の開発を最終的に断念したとしても、核兵器使用の可能性を語ることと自体が、核の禁忌を弱めるだろうと警告している (Tannenwald 2007: 383)。

加えて、核の禁忌ではなく、核兵器不使用の「伝統」を主張するポールも、核兵器を使用してはならないという規範を維持しなけれ

ば、つぎのようなマイナスの影響が生じうると指摘している。

「最悪のシナリオとして、核のオプションを放棄した多くの国家は、核兵器が使用されるという将来の可能性を阻止すべく、国家レベルで核の能力が必要不可欠であると認識した際、核に関する自らの政策を再考するかもしれない。また、テロリストは、アメリカの核兵器使用に対する報復であると主張することで、無辜の人々への殺害を正当化するであろう。」(Paul 2009 : 211-212)

また、かつてホフマンは、核兵器の使用について、それが「随伴的被害をもたらさず都市から遠く離れたところで使う」のであれば、「道徳的に容認されることになろう」と述べた(ホフマン一九八五・九三)。だが、ホフマンは、「核のタブーを破り出す」可能性があることから、「倫理的理屈から中性子爆弾の使用を提唱したくない」という(ホフマン一九八五・九三)。核の禁忌という規範は、現実主義者の「知」にまで大きな影響を与えているのである。

(6) 核の禁忌の否定的影響1—核のアイロニー

本稿は、核の禁忌の国際政治上の意義として、核の道義的抑止という肯定的影響だけでなく、以下の二つの否定的影響にも目を向ける。まず、一つめの否定的影響は「核のアイロニー(nuclear irony)」である。第二節で述べたように、無差別に無辜の人びとを殺害する核兵器は、倫理的に絶対悪であるからこそ、自国の国民の安全を守

るためには、むしろ核抑止に強く依存しなければならない。核兵器は必要悪となるのである。別のいいかたをすれば、私たちは、核の倫理というフィルターを通して、核兵器の使用が倫理に反するとの社会的規範を醸成すると同時に、安全保障という名のもとで、核抑止の倫理的正当化を試みる。これは核の禁忌の皮肉な結果にほかならない。一九九八年のパキスタンによる核実験はその一例である。パキスタンの当時のシャリフ(Nawaz Sharif)首相は、「ヒロシマ・ナガサキの二の舞を避けるために、核実験を実施した旨を述べた(『中国新聞』、一九九八年六月一日)⁽⁹⁾。タンネンワルド自身も、核の禁忌が大国間において「核抑止の実効を安定させ、正当化することを促進している」(Tannenwald 2007 : 18)と述べているのである。核のアイロニーという否定的影響は、核の禁忌よりも安全保障を重視した場合に起こりうると想定できよう。

(7) 核の禁忌の否定的影響2—核のパラドックス

二つめの否定的影響は、核の禁忌がさらなる核兵器の拡散をもたらすという「核のパラドックス(nuclear paradox)」である。たとえば、ホフマンは、核の先制不使用(non-first-use of nuclear weapons)の宣言は、「戦争を制限するための、完全に道徳的で結構な『定言的命令』であるかのような印象を与えるが」、その結果として、核拡散をもたらすかもしれないという。なぜなら、「同盟国が攻撃された場合には核の先制使用もありうると脅迫ないし暗示する意志が超大国にある限り、非核保有国も超大国に守られているという安心感

を持ち得たのに、先制不使用宣言によってそれが崩壊してしまうからである」(ホフマン一九八五・六五―六六)。つまり、安全保障の問題を考慮せずに、核兵器の軍縮・不拡散措置を推し進めた場合、核保有国と同盟関係にある国は、それらの措置が実施されることで安全保障上の不安に直面する、ということである。そして、その不安を払拭する手段として、核武装というオプションに関心を抱く危険性があるかもしれない⁽²⁰⁾。このことは、安全保障を考慮しなければ、核のパラドックスという否定的影響が起こりうる、ということである。したがって、「核兵器特有の多くの問題は、道義的原則だけではなく、むしろ経験的、戦略的、そして慎重にもとづく議論に目をむけざるをえないものである」(ナイ一九八八・一三七)。

おわりに

本稿は、核の倫理について、主として現実主義の視点から、その国際政治における肯定的影響と否定的影響とは何かを検討するものであった。結果は下の図のごとくである。

まず、核兵器の使用／威嚇の倫理性を問う「核の倫理」は、核兵器を使用することは倫理に反するとの認識をもたらすため、「核の禁忌」という社会的規範を醸成する。そして、この核の禁忌は、核兵器の使用を倫理的に困難とすることから、「核の道義的抑止」という肯定的影響をもたらす。

しかし同時に、核の禁忌は二つの否定的影響ももたらしうる。第

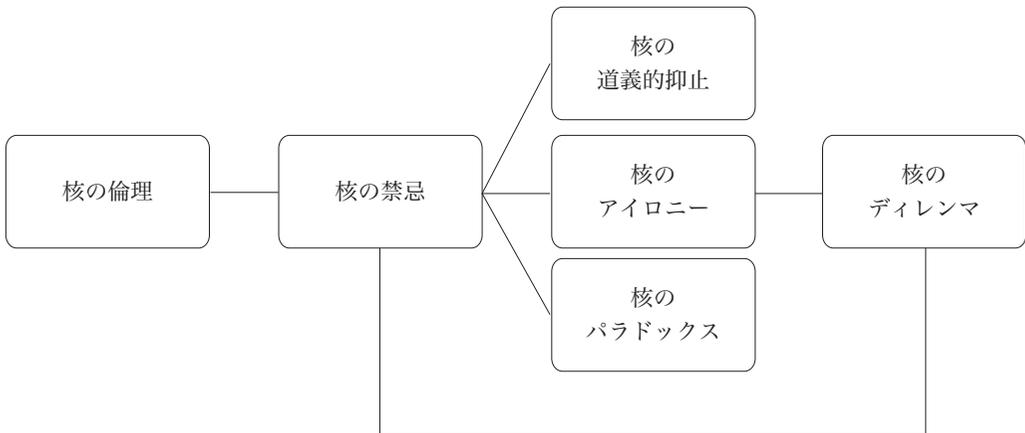


図 「核の倫理」の論理

一の否定的影響は「核のアイロニー」である。核兵器の使用／威嚇は倫理的に反するからこそ、自国の国民の安全を守るために、核兵器に使用／威嚇が倫理的に許容される、という皮肉な結果である。核のアイロニーは、核の禁忌よりも安全保障を重視した場合に起こりうるといえよう。ただ、核のアイロニーは「核のディレンマ」に直面する。私たちは、相手が核兵器の使用／威嚇を試みてきた場合、自国の国民を守るべく、相手国の国民を犠牲ないし人質にしなければならぬ。だからといって、相手国の国民を犠牲ないし人質にすることは倫理的に許されるのか。このことを、核の倫理から生じた核の禁忌が、あらためてわれわれに問いかけるのである。

核の禁忌による第二の否定的影響は「核のパラドックス」である。安全保障の問題を考慮せず、核兵器の使用／威嚇の反倫理性を強調しすぎるあまり、核兵器の軍縮・不拡散措置を推し進めた場合、核保有国の核兵器に自国の安全を依存している国は、核武装というオプションを検討するかもしれない。核のパラドックスという否定的影響は、安全保障を考慮しない場合に起こりうるのである。

私たちは、安全保障の問題を考慮することなしに、核兵器のない世界を実現することはできない。しかし、安全保障の問題を考慮しさえすれば、核兵器のない世界を実現できるといえるものではない。核兵器のない世界を実現するためには、安全保障の問題を考慮すると同時に、核兵器の使用／威嚇をめぐる倫理についても考慮する必要がある。その意味で、ヒロシマとナガサキの祈りと声は、「安全保障を確保できなければ、核兵器のない世界を実現することができ

ない」という、乾いた風にかき消されてはならないのである。

参考文献

Amstutz, Mark R. 1999. *International Ethics: Concepts, Theories, and Cases in Global Politics* (Oxford: Rowman & Littlefield Publishers).

Atkinson, Carol. 2010. "Using nuclear weapons", *Review of International Studies*, Vol. 36, No. 4, October, pp. 839-851.

Blake, Nigel and Kay Pole, eds. 1984. *Objections to Nuclear Defence: Philosophers on Deterrence* (London: Routledge and Kegan Paul).

Bobbit, Philip Chase. 1987. "The Ethics of Nuclear Deterrence", in Kenneth Kipnis and Diana T. Meyers (eds.), *Political Realism and International Morality: Ethics in the Nuclear Age* (Colorado: Westview Press), pp. 109-121.

Brodie, Bernard. 1946. "Implications for Military Policy", in Bernard Brodie (ed.), *The Absolute Weapon: Atomic Power and World Order* (New York: Harcourt Brace).

Buzan, Barry and Eric Herring eds. 1998. *The Arms Dynamic in World Politics* (London: Lynne Rienner).

Cohen, Marshall. 1987. "Moral Skepticism and International Relations", in Kenneth Kipnis and Diana T. Meyers (eds.), *Political Realism and International Morality: Ethics in the Nuclear Age* (Colorado: Westview Press), pp. 15-34.

Davis, Howard. ed. 1986. *Ethics and Defence: Power and Responsibility in the Nuclear Age* (Oxford: Basil Blackwell).

Dougherty, James E. et al. 1985. *Ethics, Deterrence and National Security* (Washington D. C.: Pergamon-Brassey's).

Dwyer, Judith A. 1984. "'The Challenge of Peace' and the Morality of Using Nuclear Weapons", in Judith A. Dwyer (ed.), *The Catholic Bishops and Nuclear War: A Critique and Analysis of the Pastoral the Challenge of Peace*

- (Washington D. C.: Georgetown University Press), pp. 3-21.
- Dwyer, Judith A. ed. 1984. *The Catholic Bishops and Nuclear War: A Critique and Analysis of the Pastoral the Challenge of Peace* (Washington D. C.: Georgetown University Press).
- Eden, Lynn. 2010. "The contingent taboo", *Review of International Studies*, Vol. 36, No. 4, October, pp. 831-837.
- Farrrel, Theo. 2010. "Nuclear non-use: constructing a Cold War history", *Review of International Studies*, Vol. 36, No. 4, October, pp. 819-829.
- Goodwin, Geoffrey, ed. 1982. *Ethics and Nuclear Deterrence* (London: Croom Helm).
- Hollenbach, David. 1983. *Nuclear Ethics: A Christian Moral Argument* (New York: Paulist Press).
- International Court of Justice (ICJ). 1996. *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons*. Advisory Opinion of 8 July.
- Jervis, Robert. 1989. *The Meaning of the Nuclear Revolution: Statecraft and the Prospect of Armageddon* (Ithaca: Cornell University Press).
- Katzenstein, Peter J. ed. 1996. *The Culture of National Security: Norms and Identity in World Politics* (New York: Columbia University Press).
- Kipnis, Kenneth and Diana T. Meyers, eds. 1987. *Political Realism and International Morality: Ethics in the Nuclear Age* (Colorado: Westview Press).
- Lackey, Douglas P. 1984. *Moral Principles and Nuclear Weapons* (New Jersey: Roman & Allanheld Publishers).
- Leifer, Ernest W. and E. Stephan Hunt, eds. 1982. *The Apocalyptic Premise* (Washington D. C.: Ethics and Public Policy Center).
- Maclean, Douglas, ed. 1985. *The Security Gamble* (Totowa, N. J.: Rowman & Allanheld).
- National Conference of Catholic Bishops. 1983. *The Challenge of Peace: God's Promise and Our Response*. <http://www.usccb.org/sdwp/international/TheChallengeofPeace.pdf>. 二〇一一年六月三日ダウンロード
- Novak, Michael. 1984. "The U. S. Bishops, The U. S. Government and Reality", in Judith A. Dwyer (ed.), *The Catholic Bishops and Nuclear War: A Critique and Analysis of the Pastoral the Challenge of Peace* (Washington D. C.: Georgetown University Press), pp. 3-21.
- O'Brien, William V. 1984. "The Challenge of War: A Christian Realist Perspective", in Judith A. Dwyer (ed.), *The Catholic Bishops and Nuclear War: A Critique and Analysis of the Pastoral the Challenge of Peace* (Washington D. C.: Georgetown University Press), pp. 37-63.
- Paul, T. V. 2009. *The Tradition of Non-Use of Nuclear Weapons* (Stanford: Stanford University Press).
- Paul, T. V. 2010. "Taboo or tradition? The non-use of nuclear weapons in world politics", *Review of International Studies*, Vol. 36, No. 4, October, pp. 853-863.
- Price, Richard and Nina Tannenwald. 1996. "Norms and Deterrence: The Nuclear and Chemical Weapons Taboos", in Katzenstein, Peter J. (ed.), *The Culture of National Security: Norms and Identity in World Politics* (New York: Columbia University Press), pp. 114-152.
- Ruston, Roger. 1984. "Nuclear Deterrence and the Use of the Just War Doctrine", in Nigel Blake and Kay Pole (eds.), *Objections to Nuclear Defence: Philosophers on Deterrence* (London: Routledge and Kegan Paul), pp. 41-66.
- Sagan, Scott. 2004. "Realist Perspectives on Ethical Norms and Weapons of Mass Destruction", in Sohail H. Hashmi and Steven P. Lee (eds.), *Ethics and Weapons of Mass Destruction: Religious and Secular Perspectives* (Cambridge: Cambridge University Press), pp. 73-95.
- Schelling, Thomas. C. 1994. "The Role of Nuclear Weapons", in L. Benjamin Ederrington and Michael J. Mazarr (eds.), *Turning Point: The Gulf War and US Military Strategy* (Boulder, CO: Westview Press), pp. 105-115.
- Shue, Henry, eds. 1989. *Nuclear Deterrence and Moral Restraint: Critical Choices for American Strategy* (Cambridge: Cambridge University Press)
- Sterba, James P. ed. 1985. *The Ethics of War and Nuclear Deterrence* (Belmont, Calif.: Wadsworth).

- Tannenwald, Nina. 2007. *The Nuclear Taboo: The United States and the Non-Use of Nuclear Weapons Since 1945* (Cambridge: Cambridge University Press).
- Walker, William. 2010. "The absence of a taboo on the possession of nuclear weapons", *Review of International Studies*, Vol. 36, No. 4, October: pp. 865-876.
- Werner, Richard. 1987. "The Immorality of Nuclear Deterrence", in Kenneth Kipnis and Diana T. Meyers (eds.), *Political Realism and International Morality: Ethics in the Nuclear Age* (Colorado: Westview Press), pp. 158-178.
- Woolsey, R. James, ed. 1984. *Nuclear Arms: Ethics, Strategy, Politics* (San Francisco: ICS Press).
- ウォルツァー・マヤケル, 二〇〇八, 『正しい戦争と不正な戦争』(秋原能久監訳)、『風行社』。
- 遠藤誠治, 二〇〇三, 『危機の二〇年』から国際秩序の再建へ—E・H・カーの国際政治理論の再検討—, 『思想』九四五号, 四二—六六頁。
- 加藤朗, 一九九七, 『戦争と倫理』, 加藤朗・長尾雄一郎・吉崎知典・道下徳成『戦争—その展開と抑制』勁草書房, 一一二—一六六頁。
- カー・E・H., 一九九六, 『危機の二十年 1919-1939』(井上茂訳)、『岩波書店』。
- 外務省軍縮不拡散・科学部編, 二〇一〇, 『日本の軍縮不拡散外交(第五版)』。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gun_hakusho/2011/index.html, 二〇一一年八月二日アクセス。
- ギャデイス・ジョン・L., 二〇〇二, 『ロング・ピース—冷戦史の証言』(核・緊張・平和)、『五味俊樹他訳』, 芦書房。
- 佐藤史郎, 二〇一〇, 『NPTの不等性と「非核兵器国」に対する安全の保証』の論理, 『平和研究』第35号, 一〇九—一二七頁。
- 佐藤俊夫, 一九六〇, 『倫理学(新版)』, 東京大学出版会。
- 土山實男, 二〇〇四, 『安全保障の国際政治学—焦りと傲り』, 有斐閣。
- ナイ・ジョセフ・S., シュニア, 一九八八, 『核戦略と倫理』(土山實男訳)、『同文館出版』。
- ナイ・ジョセフ・S., シュニア, 二〇〇九, 『国際紛争—理論と歴史』[原書第7版] (田中明彦, 村田晃嗣訳)、『有斐閣』。

註

- 馬場伸也, 一九八三, 『地球文化のゆくえ—比較文化と国際政治』, 東京大学出版会。
- 藤田久一・浅田正彦編, 二〇〇九, 『軍縮条約・資料集(第三版)』, 有信堂。
- ブル・ヘドリー, 二〇〇〇, 『国際社会論—アナーキカル・ソサイエティ』(白杵英一訳)、『岩波書店』。
- ヴェーバー・マックス, 一九八〇, 『職業としての政治』(脇圭平訳)、『岩波書店』。
- ホフマン・スタンリー, 一九八五, 『国境を超える義務—節度ある国際政治を求めつ』(寺澤一監修, 最上敏樹訳)、『三省堂』。
- 宮島喬編, 二〇〇三, 『岩波小辞典 社会学』, 岩波書店。
- モーゲンソー・H・J., 一九八六, 『国際政治—権力と平和』(現代平和研究会訳)、『福村出版』。
- 山中仁美, 二〇〇七, 『新しいヨーロッパ』の歴史的地平—E・H・カーの戦後構想の再検討—, 『国際政治』第一四八号, 一一—四頁。
- 米山リサ, 二〇〇五, 『広島—記憶のポリティクス』(小沢弘明他訳)、『岩波書店』。
- (1) そのほか、ナイ(一九八八:二三〇—二三二)によれば、核の倫理については、Lefever and Hunt eds. (1982)『Woolsey ed. (1984)』 Dougherty et al. (1985)『MacLean ed. (1985)』 Sterba ed. (1985) などによる研究がある。
- (2) そのほか、キリスト教からみた核の倫理については、Hollenbach (1983) などによる研究もある(ナイ一九八八:二三〇—二三二)。
- (3) National Conference of Catholic Bishops (1983) に対する批判については、Dwyer ed. (1984)を参照のこと。たとえば、「絶対主義者」(核兵器の使用/威嚇がいかなる状況においても倫理に反するという立場)は、National Conference of Catholic Bishops が「限定的ではあるものの、核抑止を肯定している点を批判した。National Conference of Catholic Bishopsの主張をめぐるアメリカの議論のサーベイについては、Dwyer (1984: 9-12)を参照のこと。また、O'Brien (1984)とNovak (1984)は、

- National Conference of Catholic Bishops が、核兵器の使用という「手段」のみを検討しており、核抑止の「結果」についてはほとんど注意を払っていないと批判している。
- (4) なお、一九九六年に国際司法裁判所（ICJ）は、核兵器の使用／威嚇の合法性に関する勧告的意見のなかで、武力の「威嚇」を効果的にするために、武力「行使」の意図をもたなければならないとの理由で、武力の「行使」が違法であるならば、その「威嚇」も違法であると述べた（ICJ 1996: para. 47）。
- (5) そのほか、懐疑主義者に対する批判については、たとえば Cohen (1987) を参照のこと。
- (6) カーが現実主義に分類されるかどうかについては再考する必要がある。詳細については、遠藤（二〇〇三）と山中（二〇〇七）を参照。
- (7) カーの国際社会における道義の考えについては、カー（一九九六：二七一―三二二）を参照のこと。
- (8) モーゲンソーの国際社会における道義の考えについては、モーゲンソー（一九八六：二四七―二七五）を参照。
- (9) ICJ は、一九九六年の勧告的意見において、核兵器の使用／威嚇は「人道法の原則及び規則に、一般に違反するであろう」と述べると同時に、「国家の存亡そのものかかった自衛の極端な事情のもとで、合法であるか違法であるかをはっきりと結論しえない」と述べた。訳は藤田・浅田編（二〇〇九：一八六）。つまり、国際法の観点からすれば、*ius in bello* のレベルにおいて違反であるが、*ius ad bellum* のレベルでは合法でも違反でもない、ということである。この ICJ の勧告的意見については、「核を倫理的に制約していく過程に大きな足跡を残した」（加藤 1997：161。傍点は引用者）との評価がある。
- (10) 核革命に基づく核戦略論は、いわゆる「MAD (Mutually Assured Destruction) 相互確証破壊」の系譜となる。ただし、核兵器は依然として使用可能な兵器であるとする「NUTS (Nuclear-Use Theorists' 核使用論者）」による核戦略もある。MAD と NUTS については、土山（二〇〇四：二二三―二五〇【第七章】）が詳しく。
- (11) ナイは「目的」ではなく「動機」としている。その理由として、行動には感情的もしくは非合理的な理由でとられるものがあり、必ずしも目的をもってとられるわけではないと述べている（ナイ一九八八：二〇二の脚注 65）。
- (12) そのほか、シェリング (Thomas C. Schelling) も核兵器不使用の規範について触れている (Schelling 1994)。
- (13) 核の禁忌という用語はなかったものの、その内容をすでに指摘する研究がある。たとえば、ブザン (Bary Buzan) などは「戦略的文化的禁止」(Buzan and Herring eds. 1998: 165) として、馬場伸也は「ヒロシマ・ナガサキを原点とする反核文化」(馬場一九八三：一四八―一四九) として、核の禁忌の内容を指摘している。
- (14) 国際政治学において、核の禁忌といった「規範」を重視するのは社会構成主義 (constructivism) の立場である。社会構成主義の立場から安全保障の問題を考察した研究については、たとえば Katzenstein ed. (1996) を参照のこと。なお、核兵器のほか、化学兵器に関する禁忌については、Price and Tannenwald (1996) を参照されたい。
- (15) 詳細については、Tannenwald (2007: Ch. 3 [73-114])。ヒロシマの記憶とその言説については、米山（二〇〇五）を参照のこと。
- (16) 詳細については、Paul (2009: 16) を参照のこと。
- (17) ただし、タンネンワルドは、国家が抑止、脅迫、同盟関係のために核兵器に「依存」していることは認めている (Tannenwald 2007: 2, n. 4)。しかし、彼女によれば、それらはあくまで「依存」であって、「使用」の定義には含まれない。
- (18) 禁忌よりも伝統の用語を使用するほうが望ましい理由の詳細については、Paul (2010: 856-863) を参照されたい。
- (19) <http://www.chugoku-np.co.jp/abom/98abom/Pakistan/pa9806011.html>。二〇一一年八月三十一日アクセス。ただし、シャリフ首相が「核兵器の使用は倫理に反する」と実際に考えていた点を明らかにしなければ、パキスタンのケースにおいて、核のアイロニーという論理は成立しない。この点については、黒澤満教授よりコメントをいただいた（二〇一一年

(20) 一〇月二十九日、於…広島修道大学)。ここに記して感謝の旨を伝えたい。
この点については、佐藤(二〇一〇)を参照されたい。